

| 申請に係ること | | |
|---------------|---|---|
| 申請者・対象施設等について | | |
| 1 | 都外に本社がある場合でも申請できますか？ | 施設や店舗が東京都内であれば申請いただけます。 |
| 2 | 施設を複数経営している場合、まとめて申請できますか？ | 原則、まとめて申請して下さい。申請書には、別紙として施設等所在地及び名称の一覧を添付して下さい(書式は任意)。ただし、1施設・店舗あたり300万円が限度です。 |
| 3 | 申請等手続きを代行させることはできますか？ | 行政書士等による代行申請を認めています(第1号様式別紙4)。ただし、代行を受けた者は、補助対象事業を請け負うことができません。 |
| 4 | 代行申請者が契約(購入)者となることはできますか？ | 代行申請とは、あくまでも申請等に係る手続きを代行するものなので、契約者とはなれません。見積書・請求書等の宛名は依頼元(代行申請を依頼した者)であり、支払いも依頼元が行う必要があります。 |
| 5 | 民泊も宿泊施設として申請できますか？ | 民泊は対象外です。旅館業法の営業許可を得ている施設が対象となります。 |
| 6 | 宿泊施設に資本金や従業員数の上限はありますか？ | 宿泊施設の場合は、資本金や従業員数の上限はありません。それ以外の施設等については、対象を中小企業に限定しています。 |
| 7 | ケータリング専門店やキッチンカーも飲食店として申請できますか？ | 営業許可を受ける実店舗が存在する店舗を対象としています。ケータリング、キッチンカー等のみ営業されている場合は対象外です。 |
| 8 | 開業予定の場合でも申請できますか？ | 開業予定の場合でもご申請いただけます。申請時に、開業申請書(受領印が押されたもの)及び創業事業計画書をご提出下さい。ただし、営業許可書を実績報告時までにご提出いただく必要があります。 |
| 9 | 財務諸表が2期赤字決算の場合でも申請できますか？ | 2期ともに赤字決算の場合は、該当施設の経営に関する事業計画書(任意様式・原則1年分)をご提出下さい。内容によっては、数年分の提出をお願いする場合があります。なお、銀行等へ提出したものがあればその写しで構いません。 |
| 申請方法等について | | |
| 1 | 複数回申請することはできますか？ | 1施設・店舗につき複数回申請することは可能ですが、既に申請済みの事業が完了している必要があります。また、同一事業での複数回申請はできません。 |
| 2 | 申請額の下限額はありますか？ | 下限の設定はありません。 |
| 3 | 同一事業について、他の補助金と併用できますか？ | 国・地方公共団体等が実施する同様の補助金であれば、本補助金交付決定後に事業者負担分に対する補助を受けることは差し支えありません。ただし、東京都又は東京都の政策連携団体が実施する補助金と併用することはできません。 |
| 提出書類について | | |
| 1 | 企画書のスケジュール・工程欄はどのように書けば良いですか？ | 契約・発注から施工、納品、支出、実績報告までの予定年月を記入して下さい。なお、交付決定後の契約・発注が対象です(感染症対策を除く)ので、余裕を持ったスケジュールにして下さい。また、交付決定の通知を受けた日から1年以内に実績報告書を提出していただく必要があります。 |
| 2 | 見積書は1社で良いですか？要件はありますか？ | 30万円以上の契約は、複数社の見積書が必要です。また、宛名もしくは件名に必ず施設・店舗名を入れて下さい。 |
| 3 | 新規開業したばかり又は開業予定の場合、財務諸表や納税証明書を出せないのですが、どうすれば良いですか？ | 創業事業計画書(任意様式)をご提出ください。銀行等へ提出したものがあればその写しで構いません。 |
| 4 | 新型コロナウイルス感染拡大の影響で猶予申請中(未納税分がある)の場合はどうすれば良いですか？ | 納税証明書その3に併せて、猶予申請したことが確認できる書類をご提出下さい。 |
| 5 | 営業許可書は写真の提出でも良いですか？ | 写しが難しい場合は写真でも可とします。ただし、記載事項を確認できるよう撮影して下さい。 |
| 6 | 通販等で購入した場合の添付書類は何ですか？ | 見積書が出ない場合は購入画面を印刷しご提出下さい。また、割引やポイント付与分は控除されますので、実績報告時の「寄付金その他収入」欄に記入して下さい。なお、送料は対象外です。 |
| 7 | クレジットカードで支払う場合に、個人名義や、同法人が運営する複数施設のうちの施設の名義のクレジットカードを使用しても良いですか？ | 法人から名義人へ支払ったことがわかる領収書等の書類をご提出下さい。 |
| 対象事業に係ること | | |
| 多言語対応について | | |
| 1 | 施設・店舗看板の多言語化も対象になりますか？ | 施設・店舗名などの多言語化は対象外です。利用案内やメニュー等が併記されていれば、対象になる場合もあります。事前にご相談下さい。 |
| 2 | 多言語化において完成前に翻訳原稿を提出する必要がありますか？ | 当財団で翻訳原稿の校正は行いません。ただし、申請時に提出していただく仕様書に、適切な多言語化を行うための方法について記載して下さい。 【例】ローマ字表記と意識を併記する(YAKISOBA -Fried noodles-)、ネイティブの校正を入れる |
| 3 | 日本語部分も対象になりますか？ | 日本語部分は対象外です。日本語部分と多言語部分を切り分けた見積書をご提出下さい。なお、切り分けられない場合は全額対象外となります。 |
| 4 | 店内での飲食以外に、通信販売やケータリングに係る案内についても対象になりますか？ | 通信販売やケータリングについては、「店舗」の範囲を超えるため対象外です。 |
| 5 | 各施設・店舗共通のHP・パンフレット等を多言語化する場合、上限額は施設数を掛けた額(300万円×2施設=600万円)になりますか？ | 共通のHPであれば、補助対象となるHPは一つになるため300万円が限度額になります。店舗ごとのページも掲載する場合は、事前にご相談下さい。 |

| | | |
|--------------------------|--|--|
| 6 | グルメサイトに掲載するHPの多言語化も対象になりますか？ | グルメサイトへに掲載するHPは対象外です。自社HPのみ対象になります。 |
| 7 | HPの多言語化について、SEO対策(検索上位に来る等の処理)に係る経費も対象になりますか？ | 海外SEO対策のみ対象となりますが、基本的なものに限ります。HP新設か改修かは問いません。 |
| 8 | HPを多言語化する場合に必要な添付書類は何ですか？ | 仕様書の他に、サイトマップ(第二階層まで)、工程表、画面イメージをご提出下さい。画面イメージの作成が難しい場合は、他社サイトでイメージの近いものの写しで構いません。なお、自社HPでなくグルメサイトの多言語化は対象外になります。 |
| トイレの洋式化について | | |
| 1 | 和式トイレ1基を洋式トイレ2基に改修する場合も対象になりますか？和式トイレ2基を洋式トイレ1基に改修する場合は？ | 原則、既存の基数分の改修費が対象になります。基数が減る場合でも撤去費用も含めて対象になります。 |
| 2 | 男性用の小便器を洋式に改修する場合も対象になりますか？ | 大便器の撤去・設置に係る経費が対象となり、小便器は対象外です。 |
| 3 | 既に洋式トイレを導入している場合、ウォシュレット機能付便器やセンサー式便器への交換に係る費用も対象になりますか？ | 既に洋式トイレを導入している場合は対象外です。 |
| 客室の和洋式化について | | |
| 1 | 和室にベッド、もしくは洋室に畳を置く場合も対象になりますか？ | ベッドや畳を置いただけでは対象外です。フローリングや畳への改修工事が伴う場合は対象となりますが、事前にご相談下さい。 |
| 人材育成について | | |
| 1 | 異なる飲食店(別法人)で同時に研修等を行う場合は、どうすれば良いですか？ | 代表店舗を決めた上で、観光関連事業者グループとしてご申請下さい。 |
| 2 | 英会話教室等のスクーリングも対象になりますか？ | 英会話教室等のスクーリングは対象外です。 |
| 3 | オンラインでの受講も対象になりますか？ | 接触を避ける目的でのオンラインでの受講は対象となりますが、ライブ配信に限ります。通信講座やeラーニング等の受講は対象外です。 |
| 4 | 予定していた出席者が参加できなくなった場合はどうすれば良いですか？ | 不参加理由及び出席率を確認した上で、交付額を確定します。出席率を下げないよう、最大限努力して下さい。 |
| 5 | 外部セミナーを受講するための受講者の交通費・宿泊費も対象になりますか？ | 受講者の交通費・宿泊費は対象外です。なお、外部セミナー受講の場合は、修了証や受講資料を実績報告時にご提出下さい。 |
| 災害全般に係る対象事業について | | |
| 1 | 緊急時の館内放送設備や災害対応用の館内サインの多言語化に係る対象経費について教えてください。 | 設備導入費、翻訳費、サイン制作等を想定しています。 |
| 2 | 外国人旅行者向け災害対応リーフレットの作成に係る対象経費について教えてください。 | リーフレットのデザイン委託費・翻訳費、印刷製本費等を想定しています。多様な文化や習慣への対応を含む内容であることが要件です。 |
| 3 | 防災マップの多言語化に係る対象経費について教えてください。 | 防災マップのデザイン委託費・翻訳費、印刷製本費等を想定しています。 |
| 4 | 防災訓練の実施に係る対象経費について教えてください。 | 訓練マニュアルの作成費、専門家や外国人役への謝礼等を想定しています。多様な文化や習慣への対応を含む内容であることが要件です。 |
| 5 | 拡声器、情報伝達用のサインボードやデジタルサイネージの導入に係る経費について教えてください | 多言語対応の拡声器、サインボードなどの備品購入費を想定しています。デジタルサイネージは、本体機器の他、コンテンツ制作費も多言語対応であれば対象となります。事前にご相談下さい。 |
| 6 | 非常用電源の導入に係る対象経費について教えてください。 | 電源本体の購入費、配線工事費等を想定しています。なお、建築基準法等により設置が義務付けられている場合は対象外です。 |
| 7 | 室内設備等の固定に係る対象経費について教えてください。 | 固定器具の購入費、施工を委託する場合は委託費等を想定しています。自社のスタッフが取り付ける場合の人件費は対象外です。 |
| 決済機器やパスポートリーダー等機器の導入について | | |
| 1 | 運用費用も対象になりますか？ | ライセンス費用や初期導入費用は対象となりますが、月額等の運用費用は対象外です。 |
| 2 | パスポートリーダーの機能を付与したレジも対象になりますか？ | レジは対象外です。パスポートリーダー部分のみ切り分けた見積書をご提出下さい。 |
| 公衆無線LANの設置について | | |
| 1 | 宿泊施設で100台設置する場合は対象になりますか？ | 上限50台分のアクセスポイントが対象となります。ルータ等は設置台数分の対象台数で按分させていただきます。なお、設置台数の上限は施設ごとに異なります。 |
| 2 | 過去に同補助金を利用したが、申請できますか？ | 東京都又は東京都の政策連携団体(当財団等)が実施した補助金の交付実績を有する場合は、上限数から交付実績数を差し引いた分について、申請いただけます。 |
| その他 | | |
| 1 | デジタルサイネージの設置についても対象になりますか？ | 日本語部分は対象外ですので、日本語部分と多言語部分を切り分けた見積書をご提出下さい。日本語のみのページがある場合、その割合によっては、デジタルサイネージ本体や設置代も全額対象外となる場合もあります。また、配線工事が必要な場合は、工事図面の他に、施設の所有者でない場合は工事に関して所有者の許可を得ることが確認できる書類(押印あり)もご提出下さい。なお、広告収入を得る場合は対象外です。 |